

\*\*\*\*\*

## 今月のテーマ 貸倒損失に関する税務処理について

売掛金や貸付金など相手先について、倒産や支払能力の低下が発生して金銭債権の回収が不能となった場合、会計上は貸倒損失として処理されます。この貸倒損失は発生原因により、損金(経費)として認められるケースが定められており、当てはまらない場合は損金算入(経費)にはなりませんので注意が必要です。今回は貸倒損失に関する税務処理についてご紹介いたします。

### 1. 法人税における取扱い

#### (1) 貸倒損失が認められる場合

区分	事由	貸倒金額	損金算入時期
法律上の貸倒れ (A)	更生計画認可又は再生計画認可の決定による切捨て	切り捨てられることとなった部分の金額	その事実の発生した日を含む事業年度
	債務超過が相当期間継続し、その弁済を受けられない状態にある債務者に対する書面による債務免除	債務免除の通知をした金額	
事実上の貸倒れ (B)	資産状況、支払能力等からみて全額が回収できないことが明らか	金銭債権の全額	回収できないことが明らかとなった事業年度
形式上の貸倒れ (C)	取引停止後1年以上経過したこと	売掛債権の額から備忘価額を控除した金額	取引停止後1年以上経過した日以後の事業年度
	売掛債権の総額が取立て費用に満たず、督促しても弁済がない		弁済がないとき以後の事業年度

#### (2) 注意点

- ① 形式上の貸倒れ(C)については、売掛債権しか対象となりません。  
売掛債権とは、売掛金、完成工事未収入金、未収請負金などの営業上の債権をいい、未収利子配当や敷金保証金といったものは対象とはなりません。また、不要な固定資産の売却代金が未収となっている場合のように恒常的でない取引から生じる金銭債権も対象となりません。
- ② 事実上の貸倒れ(B)と形式上の貸倒れ(C)について、担保を取っている場合には、その担保を処分した後でなければ損金に算入することはできません。
- ③ 事実上の貸倒れ(B)は金銭債権の全額について回収できないことが明らかになった場合について損金算入が認められますので、金銭債権の一部だけを貸倒処理しても認められるものではありません。
- ④ 形式上の貸倒れ(C)は、取引が停止しただけでは貸倒処理できません。例えば、督促状を出して宛先不明で戻ってくるなど、債権回収努力を続けたという事実が必要となります。
- ⑤ 法律上の貸倒れ(A)と事実上の貸倒れ(B)について、上表の事由が発生した場合は損金経理(経費処理)していない時でも、事由が発生した日を含む事業年度に損金経理しなければなりません。  
これに対して形式上の貸倒れ(C)は、事由に基づき会社が損金経理した場合について損金算入が認められます。
- ⑥ 上記の規定は、所得税法において不動産所得、事業所得、山林所得を生ずべき事業の遂行上生じた金銭債権についても準用されます。

### 2. 消費税における取扱い

売掛金その他の債権が貸倒れとなったときは、貸倒れとなった金額に係る消費税額を貸倒れの発生した課税期間の売上げに係る消費税額から控除します。

なお、貸付金のように債権発生時に消費税が課税されていない金銭債権が貸倒れたとしても、売上に対する消費税額から控除することはできません。